

特許技監
木原 美武



新年明けましておめでとうございます。2015年の年頭に当たり、一言挨拶を申し上げます。

2002年の小泉内閣での知的財産立国宣言、そして、知的財産戦略大綱の策定、知的財産基本法の制定を受け、これまでの10年は、特許審査の迅速化・効率化を最大の課題として捉え、2013年度末までに審査請求から一次審査通知までの期間を11か月以内にするという長期目標（FA11）に向かって取り組んできました。

2014年は、特許庁にとってこの長期目標を計画どおりに達成した年であるとともに、新たな目標に向けて歩み始めた重要な年でありました。

これまで、約500名の任期付審査官の確保をはじめとする特許審査官の大幅な増員、登録調査機関による先行技術文献調査の下調査の拡充、出願人による特許の出願・審査請求構造改革の推進などの施策に取り組んできたところですが、何よりも特許懇会員の皆様のご尽力により、その念願の目標を達成することができました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、この10年で、中国をはじめとした新興各国のプレゼンスの向上、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネスのグローバル化など、知的財産政策の前提となる社会情勢は急激に変容してきております。これらを背景として、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－」では、世界最高の「知財立国」を目指し、国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現が掲げられております。また、昨年7月に知的財産戦略本部にて決定された「知的財産推進計画2014」では、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進に向けた取組が掲げられたところです。

そのような中、特許庁においても、世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて、「迅速性の堅持」、「質の高い権利の付与」、「海外特許庁との連携・協力」を柱とする種々の取組を実施していく必要があります。

（迅速性の堅持）

出願人に早期に審査結果を提供することは、国内外での特許取得の可能性を適時に示唆し、優れた発明の事業化を促すなど、特許審査の意義を高めます。したがって、一次審査通知までの期間を短縮した状態である現状を、今後とも堅持していかなくてはなりません。

また、これまでは、一次審査通知までの期間の短縮を最優先の目標として取り組んできましたが、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速するためには、権利化までの期間を短縮することが重要です。出願人のみならず第三者の立場からも、審査終了までの迅速化を求める声が多く聞かれるようになっていきます。

そこで、特許庁としては、2023年度までに、「権利化までの期間」を平均14か月以下、「一次審査通知までの期間」を平均10か月以下とするという新たな長期目標を設定しました。この長期目標を達成することは、例えば出願とほぼ同時に審査請求された出願が、公開前に特許取得の目処がつくことを意味しており、出願人にとっては、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、より多様な知財戦略の構築が可能になるものです。

（質の高い権利の付与）

グローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で、特許権には、後に覆ることのない強さと、発明開示に見合う広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められています。このように「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくことを特許庁内外に明らかにすべく、特許審査の品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」を策定し、昨年4月に公表しました。さらに、品質ポリシーの基本原則に沿った特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「特許審査の品質管理に関するマニュアル」を策定し、昨年8月に公表しました。

そして、昨年は、特許庁の品質管理への取組を一層強化すべく、「審査品質管理小委員会」を産業構造審議会知的財産分科会に設置しました。今年、この審査品質管理小委員会での審議結果も踏まえつつ、今後の審査品質管理施策を検討していきます。

また、制度ユーザーの審査に関する評価やニーズの継続的な把握のため、昨年もユーザー評価調査を実施しました。この調査では、9割を超えるユーザーから一定の評価が得られましたが、一部のユーザーからは審査の質に関する課題の指摘もなされています。昨年11月には、ホームページに「審査の質の向上のための意見提出フォーム」を設け、ユーザーの皆様が意見を出しやすい環境を

構築しました。今後は、いただいた意見を品質向上につなげるべく、体制の更なる充実化等を図っていく必要があります。

併せて、決裁を含む品質保証の充実化や、品質監査を通じた改善すべき点の把握等の取組も活用しつつ、審査官一人一人が、強い責任感と意欲を持ち、品質ポリシーの基本原則に従って、日々の審査業務を遂行していくことが重要です。

加えて、ユーザーニーズに即した審査を行うため、ユーザーとのコミュニケーションを強化する必要があります。昨年10月には、出願人から面接審査の申請があった場合に、審査官は原則一回は面接審査を受諾することを規定するなど、「面接ガイドライン」の改訂を行いました。また、「事業戦略対応まとめ審査ガイドライン」の改訂を同月に行い、異なる出願人であっても一つの事業戦略まとめ審査の申請ができるようにしました。このように、出願人の国内外における事業戦略を支援するとともに、出願人との意思疎通を深め、真に役に立つ質の高い権利の設定に努めていきます。

また、法制度の面では、一次審査通知までの期間が早まることで第三者による情報提供が間に合わないケースが増加すること等を背景として、簡易な手続でかつ迅速な審理が可能となる特許異議の申立て制度を2015年春に導入する予定です。本制度の導入は、特許権の早期安定化に資するものと期待されます。

しかしながら、中国語等の外国文献が急増している状況下において、安定した特許権の設定のためには、まずは審査段階での先行技術文献調査において、外国文献調査に一層注力することが必要です。そこで、本年1月に本格リリースされた「中韓文献翻訳・検索システム」を含め、外国文献サーチツールのより一層の活用が求められています。また、国際的な調和を含む特許分類の再整備を進めることにより、言語に関係なく、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な環境を整備することも重要です。

(海外特許庁との連携・協力)

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、更にはASEANやインドをはじめとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得できるよう、制度・運用の調和や審査協力の重要性が増しています。我が国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ(PPH)の提唱や五庁会合等での制度調和の議論の提起など、この分野においても国際的に主導的な役割を担ってきました。今後とも、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、特許審査ハイウェイの拡充やグローバルDシエシステムへの参画の拡充を推進し、各国の審査官

が有益な他国の審査結果を容易に参酌しうる環境を整備していきます。

また、2015年からは、米国特許商標庁との間で特許審査に関する協力をさらに進めていきます。具体的には、米国が受理したPCT国際出願について、対象分野及び対象案件を絞り、その国際調査・国際予備審査を我が国特許庁で試行的に行っていきます。また、技術的に内容が関連し、出願人が日米で一括して権利取得をしたい一群の出願について、日米協働でまとめて審査を行う取組を試行的に開始します。これにより、日米間の審査実務に係る制度や運用の調和に向けた議論の進展が期待されます。

今日、欧米や中国・韓国等の主要国に比べて、ASEAN等の新興国の制度・運用は、いまだ発展途上にあり、その整備状況は国毎に異なった段階にあります。このため、審査官の派遣やその後のフォローアップ、我が国特許庁の審査官育成ノウハウに基づく審査官育成プログラムや研修テキストの提供、海外駐在職員との連携等を通じ、これら新興国の発展段階やニーズに合わせて、我が国の世界最先端の審査手法を共有できるよう、いわゆるオーダーメイドな連携・協力を一層進めていきます。

(意匠について)

意匠制度においても、ユーザーのグローバルな活動を支援すべく国際的な取組をより一層進めていく必要があります。昨年4月には「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」への加入に向けて意匠法を改正し、同5月には同協定への加入が国会にて承認されました。今春には国際意匠登録出願の受付を開始する予定です。これにより、我が国企業が複数国に対して意匠を一括出願できるようになり、海外で意匠権を取得・管理する際のコスト低減を図ることができます。また、「意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」が2014年9月に我が国で発効しました。今後、国際意匠分類の改定作業に参画し、その改善を進めることによって、海外の意匠登録に対する調査負担の軽減を図っていきます。

さらに、昨年末に我が国で開催された商標五庁(TM5)会合において、我が国主導により、これまで日米欧韓の4庁で開催してきた意匠セッションをTM5から分離し、SIPO(中国国家知識産権局)を加えた意匠五庁(ID5)会合を創設することが合意されました。新たな枠組みでの議論を通じて、世界の意匠制度の利便性向上に努めていきます。

最後になりましたが、2015年が皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。